

施設の維持管理計画書（最終処分場 No.1/3）

- 1 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、および流出しないように必要な措置を講ずること。

飛散物の埋立は、水打ち、梱包を行ったもので行うとともに、即時、覆土を行う。なお、平地での埋立のため、流出はないと考えられるが、必要に応じ防止措置を講じる。

- 2 最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要に応じて消臭剤の散布、その他必要な措置を講ずること。

即時覆土を行い、悪臭のあるものは搬入を行わない。

- 3 火災の発生を防止するために消火設備の設置等必要な措置を講ずるとともに、点検整備を行うこと。

また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

屋外消火設備、小型消防ポンプ等を備え、定期的に点検を行う。また、構内は火気厳禁とする。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないが、補修等で必要な場合は消防計画に基づき必要な措置を行ったうえで使用する。

- 4 ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

即時覆土を行い、害虫の発生を防ぎ、必要があれば薬剤の散布を行う。

- 5 周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

点検は定期的に行い、異常があれば速やかに補修する。作業員が不在又は作業終了後は、出入口を閉鎖、施錠し、定期的に警備員が巡回する。

- 6 立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

点検は定期的に行い、異常があれば速やかに補修する。

- 7 埋立区域を表示する区域杭は、常に明確にしておくこと。

埋立区域を表示する区域杭は、常に明確にし周囲に囲いを設ける。

施設の維持管理計画書（最終処分場 No.2/3）

- 8 運搬車両および埋立作業に使用する機械等の使用により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

周辺に住居地域等はないが、周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう作業を行う。

- 9 開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂の除去等の措置を講ずること。

定期的に点検を行い、異常があれば速やかに措置を講ずる。

- 10 擁壁、えん提その他の設備を月1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

月1回以上点検し、異常があれば速やかに措置を講ずる。

- 11 法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。また、法面の小段排水溝および縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。

法面はない。

- 12 中間覆土が支障なく行えるよう産業廃棄物の搬入を計画的に行うとともに、中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

計画的な埋立を行い、覆土に必要な土は常に確保しておく。

- 13 最終処分場までの使用道路の安全確保、清潔保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

安全確保、定期的な清掃による清潔保持に努め、異常があれば必要な措置を講ずる。

- 14 搬入された産業廃棄物は、原則として、その日のうちに埋立処分を行うこと。

搬入された産業廃棄物は、速やかに埋立処分を行う。

施設の維持管理計画書（最終処分場 No. 3/3）

- 15 埋立地に埋め立てられた廃棄物の種類、数量および処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該処分場を廃止するまでの間保存すること。また、受入れまたは処分年月日、受入先ごとの受入量および処分方法ごとの処分量を記載した帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに記載を終了するとともに、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業所ごとに保存すること。なお、これらの書類等は、管理事務所等に常に備えておくこと。

「点検チェックシート」で定期的に点検を行い、廃止するまで保存する。また、廃棄物の受入れまたは処分年月日、受入れ先ごとの受入量および処分方法ごとの処分量を確認できるように帳簿に記録し、事務所において保存する。

- 16 産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認し、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していた場合には、荷降ろしを中止し、場内から速やかに除去すること。

受付時に搬入物を検査し、問題があれば受入れしない。

- 17 時間を定めて作業を行うこととし、原則として作業時間外には、埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

作業時間以外は、埋立作業、車両の出入り等は行わない。

- 18 事故の発生を防止するため、巡回監視および保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

定期的に巡回監視および点検を行い、自然災害等が予測される場合には、必要な措置を講ずる。